

裁判員等経験者の意見交換会議事録

1 開催日時等

- (1) 日 時 平成29年3月8日(水) 午後2時から午後4時30分まで
- (2) 場 所 那覇地方裁判所大会議室

2 出席者

裁判員等経験者 6名

那覇地方裁判所裁判官 潮 海 二 郎

那覇地方検察庁検察官 高 橋 勇 次

沖縄県弁護士会所属弁護士 釜 井 景 介

那覇地方裁判所長(司会者) 阿 部 正 幸

3 意見交換の内容

別紙のとおり

- ※ 経験者：裁判員経験者(1, 3, 6, 8番) (2, 4番は欠席)
- 経験者(補)：補充裁判員経験者(5, 7番)

(別紙)

意見交換の内容

第1 所長あいさつ

本日は、お忙しい中、意見交換会に御出席いただきましてありがとうございます。本日の意見交換会の目的は、広く国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加できるように裁判員裁判に参加されました裁判員経験者及び補充裁判員経験者の方々に率直な感想や御意見を語っていただき、その声を国民の方々にお伝えするとともに皆様の御意見等を今後の裁判員制度の運用の参考にさせていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。それではさっそく意見交換会に入りたいと思いますが、まずは全般的な感想や印象をお伺いできればと思います。

第2 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

司会：本日参加された方々は、昨年4月以降に行われた裁判員裁判の裁判員や補充裁判員として御参加をいただきました。その節はたいへん御苦勞様でした。判決が終了して大分日が経った方もいらっしゃると思いますが、先ずはその御経験を踏まえて裁判員や補充裁判員として裁判員裁判に参加された全般的な感想や印象はいかがでしたでしょうか。

経験者8番：私は、ニュースを見ていても、今まで、裁判員裁判と聞いても、恐らく右から左に流して聞いているなっているというのが、今回裁判員裁判に参加する前の感じだったなと振り返って思っています。裁判員裁判の経験をした後、ニュースを見ていても意識が変わっていることに気づかされました。どんな事件なのかとか、前より関心も持ちましたし、沖縄、またはそれ以外のニュースであっても、「裁判員裁判がありました。」とキーワードを聞くと、自分の経験したことを思い出したり、あるいはそれと照らして、今回の事件で裁判員を経験

された方はどのような思いで判決を出したのかなということに想いを馳せるようになったというのが、私の全般的な感想です。

司会：ありがとうございます。裁判の報道についても、深く見れるようになったということでしょうか。そのほかの方いかがでしょうか。

経験者 1 番：私は裁判員制度が始まって以来、非常に興味を持っていたので、個人的には選ばれてよかったなと思っています。一生に一度経験できるかどうかということですので、この機会に体験できて非常によかったと思っています。

司会：非常に積極的な気持ちを持って参加していただいたということですね。ありがとうございます。そのほかの方いかがでしょうか。

経験者（補） 7 番：私も、いい経験になったと思っています。自分が人の一生を決めるような判決を下すというのが、とても重みになっていました。しかし、補充裁判員だったので、よかったなと、安心もしたし、自分が判断をくだすのではない、みんなで考えて判断をするのだということで、最終的には冷静に考えることができました。

司会：補充裁判員という立場ではありましたが、やはり、被告人の今後のこととか、被告人に対する今後の人生を左右するようなことについて、非常に真剣に向い合われたという、そんな状況だったということですかね。ありがとうございます。では、5 番の方どうぞ。

経験者（補） 5 番：裁判所から通知をもらおうと、報道とかでは、必ず裁判員裁判に参加しなければならないと聞いていたので、すごく重荷だったのですが、通知が届いて、同封された文書を読むと、予定があれば辞退できると書かれていたので、安心しました。通知をもらって、裁判員に選ばれる段階でも、事件の内容によって、関係者であるとか、体調のすぐれない方に対しては、裁判所の職員に辞退を申し出ればその点を考慮するという、細かい段取りがあるんだということが分かりましたので、私は裁判員裁判の通知が届いたらどうしよう不安に思っている方に対しては大丈夫ですよと説明をしています。自分が判

決を出すことに對してすごく気が重たかったのですが、色んな手順を経て、その中に裁判官が入り、色んな事例も出してくださりまして、私はこの裁判員裁判に参加させてもらって、とても裁判が身近になりましたし、とてもいい勉強だなと思いました。これからは地域に對して個人としても、事件や事故に目を向けて、更生する人たちの手伝いができればなと私は思いました。

司会：ありがとうございます。参加する前は気が進まなかったが、参加した後は、逆に人に勧めてみようと思われたと、そういう気持ちになったということでしょうか。その後もいろいろな方に勧めていただいたとのことで、非常にありがたいと思ってます。では6番の方どうぞ。

経験者6番：裁判員裁判に興味はありましたが、海外ドラマの世界のことだと思っていました。実際、参加させてもらうと、考え方がまるっきり変わりました。最初に裁判員裁判の情報を頂いた時の思い込みと、裁判員の皆さんと話し合いをした時の考え方など、一つの情報だけでは判断できないんだなということを感じましたし、それがとてもいい経験になりました。

司会：いろいろ多角的な面から物事を見ながら裁判を進めていくということが分かったというか、受け取れたというか、そのような感じでしょうか。裁判員裁判が終わった後は、物の見方を多角的に見るようになったというふうに受け取ってよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、3番の方、お願いします。

経験者3番：私は良い経験をさせていただきました。勉強をしたことがない私が参加しても裁判員、裁判官のみなさんの頑張りで判決までできたということは、裁判員制度もありなのかなと思うのですが、自分的には人を裁くということに関しては、今でも気が進まないし、今でも気持ちが重いです。今までよりも裁判に関するような事件のニュースを見るようにはなっていますが、自分が参加した裁判員裁判の被告人の量刑を判断したことに対して、この人が本当に良くなるのか、もしかしたら、これで良かったのかなと今でも引きずることがあつ

て、実際は、いい経験だったが、良かったとの思い出はありません。今回は裁判員として裁判へ参加した立場でしたが、自分が反対の立場になった時のことを考えると、法律の勉強をされている裁判官が今までどおりに裁いた方がいいのではないかというのが、自分の正直な考えです。

司会：正直な御意見ありがとうございます。裁判員裁判へ参加してみて、やはり、人の刑罰を決めて、被告人のその後の人生を左右するという点について、かなりの重みを感じたと、裁判員裁判に参加された後も重い気持ちというのが残っているという感じでしょうか。ある意味、責任重大だという気持ちで裁判員裁判へ参加されたということですね。

最高裁のアンケートの集計結果によりますと、裁判員裁判へ参加することについて、最初はやりたくなかったけれども、参加したら非常に良い経験だったという方がかなり多いということでございます。皆さんの中にも良い経験だったと述べられた方もいらっしゃいますし、大変気持ちが重かったと述べられた方もいらっしゃいました。また、率直なところを聞かせていただきました。参考にさせていただきます。ありがとうございました。

2 審理・証拠について

司会：裁判の審理に立ち会われた感想や御意見を伺いたと思います。

法廷で審理が行われましたけれども、それが分かりやすいものであったかということ、特に法廷で行われた検察官、弁護人の活動等について、この点は分かりやすかったとか、この点がもう少し工夫が必要ではないかというところを中心にご意見をいただきたいと思います。刑事手続についてはまず、人定質問があります。被告人が氏名等を述べた後、検察官から起訴状の朗読があり、罪状認否において罪を認めるか、認めないかの話があったあとに、検察官、弁護人から冒頭陳述があります。検察官が、自分が立証しようとするところはこういうところだと、プレゼンテーションします。弁護人も同じようにプレゼンテ

ーションをします。これらのことについて、分かりやすかったかということについては、どういう印象だったでしょうか。

経験者 1 番：検察官の冒頭陳述については、手元に資料を準備してもらいましたので、非常に分かりやすかったです。

司会：資料があったので、分かりやすかったということですかね。言葉の説明についても特に分かりにくかったということはなかったということですか。

経験者 1 番：特にありませんでした。

司会：ありがとうございました。そのほかの方いかがでしょうか。

経験者（補） 5 番：裁判は実際はテレビとかドラマでしか見たことはなく、罵声が飛び交うような印象だったのですが、裁判員裁判に参加させていただいて、裁判官が誠実だになって、説明も丁寧で理解できました。気持ちが入ってはいけないと思うのですが、検察官に対してもとても誠実に進めているなというのが印象に残りました。

司会：検察官のことについて触れていただきましたが、弁護人についてはどうでしょうか。

経験者（補） 5 番：弁護人については、とても分かりやすかったです。

司会：検察官は書面を作られていたとのことですが、弁護人はどうでしたか。

経験者（補） 5 番：弁護人も書面を作られていましたので、とても分かりやすかったです。

司会：分かりやすかったという感想が多いようですが、そのほかの方いかがでしょうか。3 番の方どうぞ。

経験者 3 番：弁護士の方も検察官の方もプリントやスライドを利用して説明していただいているので、分かりやすくなっているとは思いますが。弁護士は刑を軽くしたいし、検察官は犯した罪に対して刑を受けさせなければならないという、情状酌量する面での意見が、どこを見るべきかというのは、ちょっと分かりにくかったかなというのが正直な印象です。

司会：ありがとうございました。判断については、どこをポイントにしていかが分りにくかったということですが、説明自体はどういうことを言っているのかは、分かったということによろしいでしょうか。7番の方どうぞ。

経験者（補）7番：裁判が始まる前からある程度どのような刑になるのか決まっています、裁判の中で、弁護士や検察官の説明等を聞きながら、その時の被告人の様子を見て、反省しているとか、ふてぶてしい態度をとっているとか、そういったこと等を見ながら予め決まっている刑期を更に増やしたり減らしたりするのかなど思っていました。

司会：弁護人や検察官の説明を聴きながら、どのような判断になるのだろうかと思ったということでしょうか。冒頭陳述について、検察官のほうでは、どのような点について工夫をしているのでしょうか、お聞かせください。

検察官：検察官のほうでは、裁判の中でみなさんに見ていただいたようにカラーの冒頭陳述メモにまとめています。読み上げる原稿は別に用意してまして、その骨子を見ていただいてすぐに分かるように工夫しています。先程、どこを見るべきか分からなかったという御意見をいただきましたが、その他の情状等というところで、色々と情状事実というのを述べるのですが、認めている事件だとあまりメモに書かないこともありますので、今後は御意見にもあったように改善していければと思います。

司会：弁護人のほうで冒頭陳述等について工夫されている点があれば、教えてください。

弁護士：弁護人の場合は、検察官とは異なります。検察官は検察庁が組織的にやっておりますので、どういう事件でも基本的には同じようなスタイルで行っていると思いますが、弁護人の場合は、各弁護士が自分の経験に基づいて取り組んでおりますので、弁護人によって、いろいろなやり方があるということになります。ただ、方法は違っても目指すところは同じで、やはり裁判員や裁判官に分かりやすく、冒頭陳述の段階ですと、この事件で弁護人が訴えたいのは、こう

いう点ですと、分かりやすくどう説明していくかというのがポイントになって、具体的にはどういった形で書面にしていくか、どういう点を説明するか、こういったことを考えています。ここにいる皆さんがどのような事件に参加されたか分かりませんが、被告人が罪を認めている事件の場合には、弁護人の方で積極的に言える材料というのは非常に限られているものですから、どうしても検察官が被告人はこういうことを行い、こういう罪を犯しましたというだけで、非常にインパクトがありますし、それだけで検察官の主張というのは明確になります。弁護人の場合にはそれを前提とした上で、最終的には他の事案等に比べてどうだとか、結局は比較の問題になるものですから、最初の冒頭陳述でどこまでの情報を伝えていくかが非常に難しい判断が要求されるのかなと思ひまして、たくさん言いすぎると分かりにくくなってしまいますし、かといって何も言わないと何も無いのかなと思われてしまう。その辺のさじ加減の難しさといえますか、無罪を争う事件ですと、こうこうこうだから無罪だと違うストーリーの話をする事ができるのですが、罪を行ったと有罪を前提とした場合に冒頭陳述するのは、弁護人としては結構難しいなと私自身はそう思いながら日々取り組んでいます。

司会：次は証拠の関係についてお伺いしたいと思います。裁判員裁判では、書面による証拠と証人や被告人質問など、直接しゃべる証拠がありますが、その内容について分かりやすかったとか、感想はいかがででしょうか。例えば、書面の取調べについては、書面を朗読するとかの方法が採られると思いますが、書類の取調べについて、何か読まれている時に、理解できたか、困ったことはなかったかということについて、お伺いしたいと思います。

経験者 6 番：時系列に沿って作られていたので、分かりやすかったです。

司会：証人尋問についてはどうでしたか。尋問の中身について、分かりやすかったとか分かりにくかったとかありましたか。

経験者 6 番：特に疑問に思うようなことはなかったです。

司会：ほかの皆さんはいかがでしょう。1番の方どうぞ。

経験者1番：被害者の負った怪我の状況の説明を大学の先生が説明されたのですが、その説明が明確ではないという感じがしました。「こう殴られたかもしれない。」とか「こうだったかもしれない。」という言い分だったものですから、実際どっちだったんだろうというのがありました。大学の先生がはっきりと言ってくれない。例えば、この傷はこういう状況でも受けるし、あるいは、こういう状況でも受けることはあるとか、そのような説明をして欲しかった。説明が分かりづらい部分というのがありました。

司会：1番の方の参加された事件は否認事件で、事実認定に関わる事案だったと聞いております。専門家への尋問もあったということですね。専門家の尋問について、証言したことに対してどう判断するか悩んだということですが、特に質問されていることや答えていることについて、理解できなかった部分があるということはありませんでしたか。

経験者1番：尋問した先生がはっきりと答えを出さないんですよ。明確に傷はこのようにしてつきましたと言ってくれませんでした。

司会：専門家の証言というのが、どう判断していいか分からなかったということですかね。

裁判官：この事件は否認事件で、事案でいうとビルの避難階段で被告人が一方向的に暴力をふるった事件で、明確な現場を見ている人がいないという事件でしたので、どういう怪我がありましたか、怪我からどういうことが言えますかということ、法医学の先生に来ていただいて、法廷で話していただいたというものでした。法医学の先生は医学者ですので、結論をおっしゃらないのではなく、色々な可能性がありますという話をされていました。その点がなかなか難しいなという感じがされたのかなと思います。

司会：いろいろな可能性があるということを証言されていたことは分かったのですね。裁判官からの補足説明でした。ありがとうございました。その他の方は証

掘調べの中で分かりやすさについてはどうだったでしょうか。証人の話を聞いて、どんな感じを受けましたでしょうか。8番の方はどうでしょうか。

経験者 8 番：分かりづらいところは、どの場面においても、あまりなかったとの印象はあるのですが、少しあるとしたら、弁護人の方が少し分かりにくいまではいかないのですが、弁護人なのに弁護する感じがあまりしないやり取りのような印象が少しあったなというのが、私が裁判員裁判に参加しての印象として残っています。検察官の方は自分の言いたいこと、何を突いていきたいのかというのが明確だったので、すごく分かりやすく入ってきたような印象がありました。

司会：参加された事件としては自白した事件、罪を認めた事件ということですかね。そうすると、証人は、情状証人だったのでしょうか。情状証人と弁護人との話のなかでは、質問の位置付けが分かりづらかったかなということでしょうか。

経験者 8 番：そうですね。そのような感じがしました。

司会：ありがとうございました。その他の方はいかがでしょうか。3番の方、どうでしょうか。

経験者 3 番：私の参加した裁判員裁判も、被告人が罪を認めているという事案で、弁護人がそこまで力を入れているようには見えなかった印象があります。ですが、みなさんそれぞれ工夫されて裁判に臨んでいるという点では伝わることは伝わりましたので、それは良かったと思います。ただ、被告人の話に関してはどうしても、人それぞれだとは思いますが、私自身は感情移入してしまって、許せない、もしくは、話が聴ける立場かといったら聴ける立場ではなかったもので、上手く判断できる状態でなかったというのが正直なところです。

司会：率直な感想ありがとうございました。では、7番の方、お願いします。

経験者（補） 7 番：弁護人は私選弁護人と国選弁護人とでは裁判に対する力の入れ度合いが全然違うのかなと思いました。

司会：実際、裁判に参加されて、弁護人の話を聴いてみてどう感じましたか。

経験者（補） 7 番：私が参加した裁判では、被告人が罪を認めていたので、弁護人も淡々と被告人の弁護を仕事でしているという感じでした。検察官に対して被告人を強く弁護するようなどころが見受けられませんでした。

司会：弁護人が担当した事件が罪を認めている事件ということで、量刑について絶対に軽減させようとするような弁護ではなかったということでしょうか。

裁判官：補足ですが、裁判官から見たらきちんと弁護人としての仕事をしていたと思うのですが、色々な弁護の仕方がある中での選択の一つとして、今回、情状といえますか、今後きちんと周りが面倒を見ますというところを中心に弁護されたというところがあって、もう少し違う弁護の方法があるのではないかなと感じられた、そういう感想を持たれたのかなと私は受け取りました。

司会：5 番の方どうでしょうか。

経験者（補） 5 番：私は強姦致傷事件の裁判員裁判に参加しました。検察官がビデオで言葉ではなかなか言い表せられない部分を警察の女性の方や、本人を後ろ姿で撮影するなどしていました。文面とかではなく、映像とかのほうが、逆に私の中にドシンと入ってきました。これは方法として良かったと思っています。私の場合は、被告人が事実を認めていて、その供述がなければ、この事件の真相は解明できなかつた事案です。一般的にはそういった事件を起こしたというだけで、一般市民、私みたいな素人は絶対に許せないということなんですけど、そういったことを認めなければ、解明しなかつた、情状酌量という側面からも見れたなという思いで、私はそれが自分の心の中に入ってきました。

司会：ありがとうございました。書面に関して、書類中、被害者の写真など衝撃的な内容で、困ったこととかはありませんでしたか。被害者が死亡事案は1 番の方と8 番の方だったと思いますが、1 番の方はそういったことはありましたでしょうか。

経験者 1 番：亡くなった方の怪我の場所とか、顔もアップで写っていましたが、そこまでの衝撃はありませんでした。

司会：8番の方はどうでしょうか。

経験者8番：私もそこまで、強烈な感じは全くしなくて、そこらへんは裁判員裁判の参加者へ見せるとあって、配慮がなされたのかなという感じはしましたけれども、ちゃんと判断してほしいということがあっての限界ラインで出されてきたのかなというのは、印象として受けました。逆にそういった写真も出されたから、文字だけの説明では何となくボヤっとした想像でしかなかったものを目で確認できるものによって、これほどのことだったのかというのをもう少し具体的にイメージさせてもらうには十分な資料だったように思います。

司会：ありがとうございます。検察官・弁護人の方から、コメントいただきたいと思えます。検察官の方いかがでしょうか。

検察官：証拠調べの時に、みなさん、統合捜査報告書というのを見られたと思いますが、あれを作るに際してどこまでの情報量を入れるのかというのを検察官も日々苦勞しているところです。多く情報を入れてしまえば、すごく長くなってしまって、反対にコンパクトにまとめてしまうと、後からあれはどうだったんだろうと、裁判員の方や裁判官に疑問に思われてしまうというところもあるので、適切かつ必要な情報をコンパクトにまとめるのは日々苦勞しているところになります。あと、供述調書の朗読というのがあって、例えば、重複してしまう供述調書とか、長い供述調書というのは、やはり、直接、目の前で話していただくとすごくイメージが付くのですが、供述調書の朗読はすごく飽きてしまうのではないかという側面もありまして、ただ、証人の方に来ていただくことになる、証人の方への心労もすごくかかるので、証拠調べの内、どこまでを証人に来ていただいて、供述調書ではどこまで証拠調べをするのか等について日々悩んでいるところです。

司会：弁護人の方はどうでしょうか。コメントをお願いします。

弁護士：先程、弁護人の弁護について、強く弁護をしていない、被告人の主張が弱いような印象を持ったというような、国選弁護人だからそれ程強く弁護してい

ないのではないかとこの印象を持たれたというお話がありましたが、先ず、国選か私選かということだけで弁護の仕方が変わるということはずありません。私選であろうが、国選であろうが被告人の利益をどのようにするのか、被告人についてどのような結果になるのが一番いいのかを考えて弁護します。刑事裁判の弁護人というと、皆さんの印象としてはテレビでの裁判で検察官と弁護人がやりあうといえますか、法廷で意見を戦わせるという場面が印象に残ると思うんです。確かに、裁判によってはあるかもしれませんが、被告人が罪を認めていて、刑だけが決まる事案の場合にどこまで強く被告人の言い分を主張するかというのは非常に悩ましいところです。主張を強く言えば言うほど認められるというわけではなく、強く言えば言うほど反発を招く、それは違うと否定される方向に働くということもありますし、被害者の遺族の方や被害者が法廷にいらっしゃる場合もありますし、そのような場合は、被害者側に気を遣わなければならぬということもありますので、色んな判断を考えながら主張するかを考えています。弁護人なりに、事件に応じて考えてやっているというのが実情かなと思います。

司会：ありがとうございます。裁判官の方からコメントをお願いします。

裁判官：遺体に関する写真の関係ですが、一つは、犯罪を立証する検察官としては、必要な場合もありますので、請求される場合もあります。しかし、できるだけ裁判員の方の精神的負担を減らすという観点も大事ですので、そのあたりを事前の手続の中で調整するということはあります。もう一点、配慮する点で言いますといきなり、そのような写真が出てしまいますとびっくりされてしまいますので、取り調べをする前に必ずこういう写真がありますよと検察官からアナウンスするようには、お願いしております。

司会：ありがとうございます。

(休 憩)

3 評議について

司会：裁判所における評議についての感想ということで、話をお伺いしたいと思います。評議の秘密がありますので、どこまで具体的にお話しできるかという問題があるのですが、例えば、この点はもう少し時間をかけて欲しかったとか、この点は分かりにくかったとか、評議にかける時間や裁判官の説明について、どう考えたかというようなことを、評議に参加しての御感想や御意見ということで、よろしいと思いますが、御発言をお願いしたいと思います。

経験者 1 番：私が参加した裁判員裁判は7日かかりました。その中で評議にかなりの時間を要しました。参加された裁判員の皆さんから、色々な意見が出て、評議を進めていく中で、全国的に似通った事件といえますかそのような事例も出して、事例の事件はこういう事案で懲役何年だったと裁判官から説明を受けていましたので、それらを踏まえて、納得した答えが出せたと思います。

司会：御自身の意見は言えましたか。また、参加された裁判員の皆さんは、意見を出せていましたか。

経験者 1 番：誰も意見を言わない方はいませんでした。

司会：ありがとうございました。他の方の御感想はいかがでしょう。5番の方は何かありますか。

経験者（補） 5 番：私の参加した裁判員裁判では有罪・無罪ではなく、有罪の中での量刑について検討しましたが、色々な意見が出ました。私が感じた印象としては、素人なりに、自分の思いを伝えられた評議だったと思います。類似の事案の説明で、量刑などの説明もありましたので、漠然と考えていたのではなく、評議は充実したものだったと、私は思います。

司会：御自分の考えは述べる事ができたという事でよろしいでしょうか。ありがとうございました。その他の方はいかがでしょうか。8番の方どうぞ。

経験者 8 番：私は、自分の考えを述べるのが十分にできたなと思っております。

また、私と考え方の違う裁判員の方もいて、それぞれの意見をお互い出せたなどの印象がその時はありました。裁判官の説明も非常に分かりやすく、裁判員みんながディスカッションする頃には、裁判員同士のコミュニケーションも取れていました。裁判官の方が、お互いの意見が出しやすいように、事前の丁寧な説明をしたり、「今こういうことをします。」というのが分かりやすく説明してくれたから、雰囲気も良くて、忌憚のないというか、それぞれの思うところを十分に出し尽くせたのかなというような感じがします。ただ、私は事例が示されたというのは、こういう事件はこういう範囲なのかと量刑の傾向みたいなのは、分かりやすい一方で、この範囲で決めなければいけないのかなみたいなのもあったので、それが示されたときは複雑でした。決まっているとは思いませんが、そこに乗っけなければいけないのかなと、突然範囲を狭められた感じがちょっとありました。

司会：量刑の傾向とかその範囲について縛られるのだろうか、ちょっと疑問を持ったと、そういうことでしょうか。裁判員の方の発言については裁判官からこうしてはどうかと言われたわけではなくて、皆さんの方で御自分の意見を言えたということでしょうか。ほかの方、いかがでしょうか。3番の方はいかがでしょうか。

経験者 3 番：自分が参加した裁判員裁判でも話は色々できたと思うし、色々な意見が聞けたので、私自身は良かったと思います。裁判官の話も丁寧で分かりやすかったので良かったと思いますが、私も8番の方と同じで、事例があるのは分かりやすくいいんですが、それに当てはめて刑を決めるというのはどうかなと、私個人で思ったのが、減の方向はあるけど、増の方向へは全く動かなかつたなというのがあって、そこでの話合いというのは、事例に当てはめたものに対してこう行きましょう、ああ行きましょうと量刑を決めていくというのが、感じられました。それ以外は良かったと思います。

司会：ありがとうございます。その他の方はいかがでしょうか。よろしいですかね。

評議の関係について、裁判官から何かございますか。

裁判官：何点か御指摘がありました。量刑グラフを説明した点だと思います。公平な裁判をしなければいけない部分もありこれまでの事件のグラフも参考にさせていただかないと、無視してしまうと、まったく恣意的な裁判になってしまいますねと御説明させていただきましたが、そうは言ってもやはり、インパクトは強いなというのはあったと思います。その説明の仕方についてどうするかというのは、裁判官としても、考える必要はあるのかなと思います。今の御指摘を受けて、また説明の仕方を考えようかなと思います。皆さんが、御自分で考えて、意見を述べられたと言っていたのは、非常にありがたいなと思いました。どうもありがとうございました。

司会：ありがとうございました。

4 判決宣告について

司会：判決を聞かれた感想を伺いたと思います。出来上がった判決書が分かりやすいものだったかどうか、あるいは、裁判員の皆さんの思いが判決宣告の中で被告人に伝わったかどうかなど、どのような御感想をお持ちになったか伺いたと思います。いかがでしょうか。

経験者 6 番：判決の言渡しなんです。量刑についてはいいと思いますが、言い渡されたときの感情がちょっと入ってしましまして、少しショックというか、へこんだといいますか、この判決で被告人の人生が決まってしまうのかと思いました。

司会：現実に判決の宣告を体験して、非常に重みを感じた、重大な気持ちになったということでしょうか。

経験者（補） 7 番：私は感情が入ってしまって、聞いていてもショックが大きすぎて、あまり覚えていません。判決の宣告の時の情景がまだ鮮明に残っ

ています。自分は判決を宣告されるようなことにはならないようにと強く思いました。

司会：判決の宣告について、インパクトが強かったという事でしょうかね。1番の方は事実認定についても判決の中でかなり書かれていたと思うのですが、判決宣告を聞いていて、どのような感想をお持ちになりましたか。

経験者 1 番：判決宣告では懲役 10 年と言われましたが、被害者の遺族の意見陳述を聞くと非常に可哀想なんです。だけど、裁判が始まる前に被告人の弁護士から裁判員の皆さんは、公平公正に被害者側の立場だけを考えないで、裁判を見てくれというプレッシャーもかけられていました。

司会：この裁判は否認事件で、判決書でもこういう判断に至った認定の過程が書かれていたと思いますが、その辺は聞いていて、ずっと頭に入ってきましたか。

経験者 1 番：この被告人は罪を認めずに、ただ「黙秘します。」「黙秘します。」の一点張りだったものでしたので、その辺の感情も入っていました。

司会：ありがとうございました。3番の方、いかがでしょうか。

経験者 3 番：個人的には初犯に対して、よく刑を軽くしましよとかあるのですが、そもそも罪を犯すのがどうなのかなというのがありまして、今後の裁判員裁判の中では、そういったことは省いて判断できるようになって欲しいです。判決に関しては、納得していますし、良かったと思います。

司会：ありがとうございました。ほかの方はどうでしょうか。8番の方どうぞ。

経験者 8 番：判決は分かりやすかったと思います。十分に時間をかけて評議を尽くしたのですが、判決文を書くときは比較的短い言葉で伝えるというので、まとまってくるんですけど、短い言葉でも分かりやすく伝えられていたのかなというのを思いました。もう一つ、判決宣告を聞きながら思っていたのは、評議の時にすごく話し合いをして、量刑を決めたという時の、ようやくここまでいろいろ意見を出し合って、たどり着いた時の気持ちと、

実際に判決宣告している時の被告人と被害者の御家族とかいる中で聞くというのはまた全然違って、比較的、お互い、裁判所の中だったからだというのがあるのですが、冷静に受け止められているような感じがしたというのが、私の中では結構温度差があるような印象がありました。もう一つは、ある程度の量刑傾向の中で決めているというのもあったからだと思うし、それは、被害者の方も加害者の方もある程度何かしら情報を得て、お互い分かっていたんだろーと思いますので、それで冷静に受け止められたのかなという印象もあって、分かりやすかったのではあるけれどもなんとなくその場が、乱暴な言葉で言うと茶番みたいな、そういう感じがなんとなくしちゃって、すごく相反するんですけどもそういう感情を持ちました。

司会：ありがとうございました。裁判官から何かございますか。

裁判官：判決の内容は色々ありますので、何とも言えませんが、判決宣告の瞬間というのは裁判員の皆さん、非常に緊張されていましてし、宣告後はやっぱり、自分の下した判決の重さを皆さんかみしめておられるなという印象を私は持っています。特に刑を決める評議の時と実際宣告するときとでは大分皆さん表情も変わってましたし、そういうのを感じながら判決宣告したことを覚えています。判決の内容については、できるだけ評議の内容を反映するよう判決を書くようにしてまして、事前に皆さんに見ただいて、判決を書いているつもりでいますので、だいたい今日の話だと内容自体は分かりやすかったと、それは非常にありがたいなと思ってお聞きしていました。どうもありがとうございました。

司会：ありがとうございました。

5 守秘義務について

司会：裁判員、補充裁判員は、事件の審理中も、事件が終わった後も、裁判で知れた秘密を漏らすことが禁じられています。皆さんは判決後もそのような守秘

義務を負っていますが、裁判中、裁判後に守秘義務を負っていることについて、何か負担感はありますか。5番の方、いかがでしょうか。

経験者（補）5番：裁判員裁判が終わって、その事件の内容を聞く人はほとんどいませんでした。裁判員裁判がどういうものかということについて、自分の経験から話のできたので、守秘義務に対する負担は一切ありませんでした。

司会：ほかの方、いかがでしょうか。8番の方、どうぞ。

経験者8番：当初は守秘義務を重く受け止めることもあったのですが、実際には、毎日いろんなニュースがあつて、いろんな裁判があつてという中で過ぎて行っているの、私自身も今この場で記憶を呼び起こすのが大変なくらいで、記憶が薄れていってしまっているの、守秘義務の重さ、重みみたいなのを感じず、また人からも聞かれずというところなので、負担感はないなというところですよ。

司会：そのほかに違った意見とかはありますか。極端な負担感はないというところですが、裁判官からは守秘義務について、こういう点を考えていただければというところはあるんですか。

裁判官：評議室の中で具体的に述べた意見、どういった意見を述べたかは話さないでくださいとお伝えしたと思います。評議室の中の評議の過程とかそういったことを話すのはやめてくださいと、ただ、法廷であつたことは話していただいて構いませんということと、後は抽象的に評議はこうして進んでいきますよくらいの、一般化した話であれば全然かまいませんという事をご説明していますので、それでお願いします。

司会：今後とも今のような抽象的な話であれば積極的に話されても構わないということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

6 選任手続について

司会：裁判所から最初に裁判員候補者名簿に登載された旨の郵便が届いて、その次

に実際の裁判員裁判に参加するよう通知書が届いたという事だと思いますけれども、その裁判員裁判への参加の通知書について、分かりづらかったとか、当日、選任手続における質問手続ですとか、オリエンテーションで分かりづらかったとか、何かありますでしょうか。

経験者 1 番：裁判員の候補者に選ばれましたという通知が最高裁判所から送付されてきたと記憶しております。やはりこの時は衝撃です。びっくりしました。たまたま、家内が受け取りまして、「あなた何か隠し事をしているでしょ。」と言われて、「最高裁がなんであなたに用事があるの。」と問い詰められました。

司会：ありがとうございます。他に率直な感想などでも結構ですが、ほかの方は何かございますか。7番の方、どうぞ。

経験者（補） 7 番：裁判所から書類が届いた時は腰を抜かすくらいびっくりしました。書類が届いた時もみんなに内緒にしていました。職場にも休暇を申請して、何も言わないで、家族だけに話していました。一番の問題は断る方法を考えましたが、断る理由がなくてその理由を考えるのが大変でした。

司会：最終的に裁判員を引き受けていただきありがとうございました。選任手続が分かりにくかったとか、裁判官の質問手続が分かりづらかったとかそういうようなことはなかったという事でよろしいですかね。1番の方どうぞ。

経験者 1 番：最高裁から届いた後にしばらく何も届かなくて、その後には那覇地裁から書面が届いて裁判員に選ばれる可能性がありますと書かれた書類が届きました。その書面は郵便で届くのですが、その郵便の配達員の方は何か勘違いしていないかなというのが気になっていました。

司会：段階的に書類が届くんですね。届いた郵便物の内容が、裁判員の手続きのどの段階のものかは分かりましたか。

経験者 1 番：それは届いた書面を読めば分かります。郵便屋さんが届けてくれるのが、どう見られているのかなと気になりました。

司会：どうしても書類は郵便で送らざるを得ないものですから、世間の皆様の御理

解を広げていくしかないのかなという気がします。8番の方どうぞ。

経験者8番：私は、この点については、もし改善できるのであれば、改善してほしい点はいくつかあります。年末か年始の時期に突然、仰々しい感じで、お手紙が来ました。それが結構分厚かったのと、最高裁判所と書かれていたような記憶があります。これ何とと思いながら、しかも分厚いものですから、最初開けてみても中身が何て書いているか読む気がしない。私も裁判員制度について不勉強なところがあるからこうなっているとは思いますが、これこそ、あまり広く知られていないというところを表しているなって私は思っています。裁判員制度が、実はこういう風に使われて、こういうタイミングでお手紙が来て、それはただ名簿に載っただけで、実際の裁判に接するかもしれないのはもっと後で、別の郵便が届くのはずっと後であるという、細かいプロセスというものは、選ばれて、選任手続で裁判所に来て休憩時間に聴くことによって、初めて知ったんですね。それを最初から分かっていたら、そんなにびっくりすることもなかったんですけど、それが分からなかったためにまずこの点が面倒くさかったこと。時間が経ってから分厚い書類を読んだ時に直ぐ選ばれることではないことが分かり、安心して放置していたら、夏くらいに11月に裁判があるみたいな書類が届いて、忘れかけていたのを呼び起こされたかのように。それで、届いた書類はそこそこの冊子になっていました。まあ、分厚いよりはいいかと思いいその書類に目を通しました。基本的に裁判所に行かなければいけない、何もなければ裁判所に来てください、というところを確認したという感じでした。つまり、そのプロセスを最初に知っていれば、面倒くささとか、そういうのを感じずにもう少しこう違う対応ができたのかもしれないけど、そこをどうにかならないかな、広くもう少し国民の皆様を知っていただくというような対策ができないのかなというのを思いました。最初に分厚い書類を届けるのではなくて、選ばれましたよから始めるのもいいのではと思ったのと、最初に届く封筒が最高裁判所となっていなくてもいいのかなと思ったりしました。選任手

続きの当日についても改善してほしいと思ったんですが、先ず来てくださいと書いてありました。前もって2か月、3か月前に知らされたのはいいのですが、よくよく見たら、3日とか4日とかかかる裁判員裁判に、その日に来て初めて決まると書かれているのを見た時に、選ばれなかったら、その瞬間終わってしまうのにこのために仕事の調整とか休み取って来なければいけないと思ったときに、非常に面倒くさかったんですね。正直言うと。でもこういう機会というのは中々ないので色々考えた結果、今、この場にいるわけなんですけれども、最初正直そうだったし、実際、裁判所に来たときにも、結構な人数が集まっていて、その中から選ぶんだよねとなった時に、こんなにいるんだったら、私今日来なくてよかったんじゃないっていうのを、正直思いました。いくつか話した中で、改善のポイントってあるんじゃないかなと思いました。みんなに知らせて、丁寧に説明してという考え方は分かるのですが、別にこの日のために仕事をしているわけでもなければ、私達普通に生活している人間からすれば、裁判員裁判に参加すること自体が非常に特殊というか、イレギュラーなことなので、突然しかも日時も指定されてくるわけですから、でもできるだけ、日本国民の一人として協力したいなとすごく葛藤の中で調整するわけですから、もう少しこう何かやってくれないかなというのは非常に思っています。

司会：御提案ありがとうございます。裁判官からこの点について、何かありますか。

裁判官：裁判官として関わることとしては、選任手続の日にはどのくらい的人数が来ていただけるかということです。これは、少なく見積もってしまいますと、人数が足りなくなった場合に裁判が開けなくなってしまうことがあるものですから、ある程度、広く来ていただくことをお願いすることがどうしても必要になります。その結果最終的に来ていただいた方が多くなって、そしたら来なくてもよかったのではないかというような気持ちになるのは十分わかっております。こちらも統計等を取ってこのくらい的人数ならとやってはいるんですが、

見込みが外れることもありますので、できるだけ改善はしていきたいと思っています。

司会：制度の周知がまだ行き渡っていないのかなど、その辺は広報も含めて考えていかなければとお話を伺って思いました。引き続き御意見も参考にしながら考えていければと思っております。

7 これから裁判員となられる方へのメッセージ

司会：皆様が経験されたことを踏まえ、これから裁判員や補充裁判員になられる方にお一人ずつメッセージをお願いします。8番の方から順次お願いします。

経験者 8番：もし選ばれたとしたら、是非積極的に検討してほしいというのが、次に裁判員になられる方へのメッセージです。色々思うところ、良かったところ、改善して欲しいところとここまでの中で述べてきましたが、総合的には国民の一人として、こういう制度の中で裁判員裁判に関わる事ができたというのは非常に貴重な体験ではあったと思います。それを、是非一人でも多くの皆さんに経験していただいて、考える機会になったらいいなと思っています。私自身は次選ばれたら、一回経験したからという観点からではなくて、一回目の時と同じように検討すると思います。たまたま、私の主人が今年の裁判員候補者の名簿に載ってしまして、封筒が届いたんですよ。私が経験したこともあって、非常に身近な人になりますので、それは積極的にできれば、仕事の調整をして行けるようにしたらと伝えるつもりです。主人以外にも身近にいれば、同じ事を伝えると思います。

司会：ありがとうございました。それでは7番の方をお願いします。

経験者（補） 7番：私は、仕事もリタイアして、パートとして働いていますので、スケジュールの調整もできましたが、仕事をしている方達は勤務の調整が大変難しいですよと伝えていきたいです。また、予備知識として、少し勉強していたほうがいいですよと伝えたいです。私自身が全くの素人で、意見を言うのも

恥ずかしいと思いましたが、そのようなことにならないように予備知識を勉強していただきます。

司会：ありがとうございました。是非御自身の体験を周りの方たちに積極的にお伝えいただければと思います。それでは6番の方お願いします。

経験者6番：裁判員は絶対参加するべきだと思います。多角的に物事が見れるような視点で考えられるようになってきたりすると思いますので、絶対参加してください。被害者、加害者に対して感情移入してしまう事もあるのですが、いろいろ判断する上では大事なものだと思います。なので、裁判員を引き受けていただきたいと思います。

司会：ありがとうございました。それでは5番の方お願いします。

経験者(補)5番：宝くじに当たったみたいだねという周りの声が多かったです。もし裁判員裁判の通知が届いたら是非参加してもらいたいと伝えたいです。裁判所、裁判官、検察官、弁護士は今まで雲の上の存在の方達でした。その方達と事件を通して、色んな意見を交換して、こういう細かさの中で、裁判が進むんだなという事が少し勉強になりました。参加することによって、事件事象等が身近に感じ、世の中が平和で動けるなら是非そういったことに力を貸してもらいたいという思いから通知が来たら是非参加してくださいと伝えたいです。

司会：ありがとうございました。それでは3番の方お願いします。

経験者3番：裁判員制度なんですけど、法を身近に分かりやすく、というコンセプトの基、行っていると思いますので、一人一人が関心を持って、この制度に向ければもっといいものができると思いますが、ただ、今の時点では、周りのスタッフさん、関係者が努力していることで今、成り立っているという感じがして、もう少し制度が独り歩きしている感じではなく、国民にもっと周知を行って、もっといい制度になるように頑張ると、人ひとりの人生に関わることなので、安易な気持ちで、裁判員に参加して欲しくないのと、色んな方の話が聴けて、今まで自分の凝り固まっていた考え方が、もっと違う角度で物事が見れるとい

う点では、いい制度ですし、いいことだと思います。ただそれが、通知が来たことで、怖がらずにもっと前向きに参加できればいいと思います。

司会：ありがとうございます。お話をうかがって、広報活動も含めて充実させていければというふうに思います。それでは、最後に1番の方をお願いします。

経験者1番：是非、裁判員に選ばれましたら、前向きに参加していただきたいです。私自身も良い体験となりました。選ばれた人だけが体験できる機会ですので、チャンスが与えられたら是非参加していただきたいと思います。

司会：これで、意見交換会を終わります。長時間にわたりましたが、貴重な御意見ありがとうございました。本日皆様からいただいた御意見は、今後の裁判員裁判の運営の参考にさせていただきます。ありがとうございました。